

第3回通常総会を開催 プラトン四日市で



木村会長



通常総会の会場



来賓のみなさん

当協会の第3回通常総会が、平成26年5月30日(金)14時からプラトンホテル四日市で会員等約110名の参加を得て開催されました。

木村会長は「適正処理の推進と法令の遵守を」とあいさつをし、来賓の三重県環境生活部廃棄物対策局長の渡辺氏からは「不適正処理の発生防止と優良事業者制度の活用」への協力をとのご祝辞をいただき、県議会新政みえ代表の三谷氏と自民みらいの中森氏から協会の活躍への期待等のご祝辞を頂戴しました。

第1号議案25年度事業報告から第5号議案まで、全て賛成多数で可決され、第6号議案では「暴力団等反社会的勢力排除宣言」が賛同されました。

その後、協会発展に尽力された方々の表彰式が行われ、講演会では三重県防災対策部防災企画・地域支援課長の加太氏から「三重県の地震・津波対策」と題して講演いただき、引き続き賛助会員によるプレゼンテーションと相談会を行いました。

17時から、ご来賓の方々等を交え約90名が参加し、なごやかに懇談会が開かれました。

平成26年度協会表彰の受賞者



【特別功労者表彰】

江本 松男 (株式会社A D E K A 三重工場)

【功労者表彰】

中村 環 (コスモ電子株式会社)

杉田 浩二 (杉田土木株式会社)

村田 進 (村田産業有限公司)

【優良事業所表彰】

住友電装株式会社 株式会社岡山

市川物流サービス株式会社

【優良従事者表彰】

井関 靖 (株式会社ケー・イー・シー)

小山 満 (株式会社瓢屋)

野田 誠 (エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社)

落合 和子 (株式会社ウエスギ)

高橋 正男 (宮古島建設工業 株式会社)

山本佳世子 (株式会社テルム)

辻川 睦 (株式会社エコ・プランニング)

石山 和城 (三重中央開発株式会社)

濱口健太郎 (有限会社尾鷲環境開発)

前原 辰彦 (サトマサ株式会社)

大矢 龍也 (塩浜工運株式会社)

【環境美化活動推進事業所表彰】

塩浜工運株式会社 石原産業株式会社四日市工場

有限会社三功 近藤産興株式会社

山一建設株式会社 株式会社ヤマゼン運輸

◆平成25年度事業報告

- ①5月に通常総会を開催、理事会を5回開催
- ②初任者研修会、実務者研修会、廃棄物処理法説明会、電子マニフェストパソコン研修等を開催
- ③災害情報伝達訓練を1月実施、災害応援体制冊子を配付
- ④不法処理防止合同パトロール、環境美化活動を実施
- ⑤HP、会報誌により法関係、各種研修会等情報発信
- ⑥「第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会」を開催
- ⑦県外研修・意見交換会、安全衛生研修等を開催
- ⑧県政への要望活動、法の運用等指導相談を実施
- ⑨三重県等と鳥インフルエンザ応援協定の締結
- ⑩マニフェストの販売、許可講習会への協力等

◆平成25年度決算報告

経常収益の部	46,873,880円
(会費)	29,660,500円、
事業費等	17,213,380円)
経常費用の部	49,329,226円
(実施会計)	9,255,924円、
その他会計等	40,073,302円)
正味財産期末残高	26,099,074円

協会理事の交代



村山 真治氏

第3回通常総会で当協会理事1名の交代が承認されました。

◆平成26年5月30日付け辞任 江本松男氏
7年間協会の発展に、とりわけ排出事業者部会事業の推進に尽力されました。

◆平成26年5月31日付け就任 村山真治氏



江本 松男氏

平成26年度理事会・各委員会等開催状況

会議の名称	開催日	開催内容等
第2回理事会	7月25日	県政への要望活動、今後の協会運営について
総務委員会	6月26日	新規会員の加入促進、青年部との連携について
適正処理委員会	7月9日	初任者研修会(10月1日開催)、実務者研修会(10月16日開催)について
広報調査委員会	7月25日	しろちどり第19号の発行、協会HPについて
福利厚生委員会	5月15日	県外視察研修会(9月11日開催)、親睦ゴルフ大会(10月22日開催)、安全講習会(1月21日開催)について
医療廃棄物専門部会	6月20日	鳥インフルエンザ応援協定、鳥インフルエンザアンケート結果
排出事業者部会	8月21日	アンケート結果、今後の部会事業について

廃棄物処理法の解説 元請業者と下請業者の処理責任

前回は、建設工事等の元請業者が産業廃棄物の排出事業者になることを説明しました。今回は元請業者と下請業者の処理責任について説明します。

新築工事又は解体工事以外の工事(維持修繕工事)であって、その請負金額が500万円以下の工事の工事に伴い生じる建設廃棄物である等の条件を満たせば、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより、下請業者が産業廃棄物収集運搬業の許可を受けずに当該廃棄物の運搬を自ら行うことは可能であるが、この場合においても、当該産業廃棄物の排出事業者は元請業者になります。(廃棄物処理法第21条の3第3項)

下請業者が当該廃棄物の運搬を自ら行う場合には、当該運搬が廃棄物処理法第21条の3第3項に基づくものであることを証明する書類を携帯し、廃棄物処理法の処理基準を遵守するとともに、運搬終了後は、元請業者に運搬が終了した旨の報告することが大切です。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は元請業者が交付する必要があります。このとき、元請業者が下請業者を経由して受託者にマニフェストを交付することは差し支えありませんが、下請業者は、マニフェストの写しの送付や保管等の義務は負いません。当然、元請業者は、交付したマニフェストの写し、収集運搬及び処分が終了したとして送付されたマニフェストの写しを5年間保管しなければなりません。

建設工事等に伴って排出される建設廃棄物を、建設現場内で行う処理(例：破碎等)であっても、下請業者に処理させる場合は、委託処理に該当し、下請業者は産業廃棄物処分業の許可が必要となります。ただし、下請業者が行う建設工事現場内での産業廃棄物の保管については、当該下請業者も排出事業者とみなして保管基準が適用されており、委託処理にはあたりません。(廃棄物処理法第21条の3第2項)

以上のケースはレアなケースです。

建設工事や解体工事等で排出される建設廃棄物の処理責任は元請業者であることをご理解ください。